

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続き開始の公示
（建築のためのサービス、その他技術的なサービス（建設工事を除く））

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

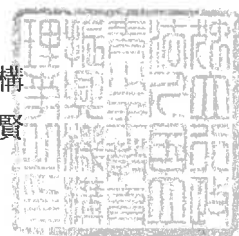
本業務は、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成 8 年 6 月 17 日事務次官等会議申合せ）記 4 に定める調達の対象外である。

本入札に係る特定および契約締結は、当該事業に係る令和 7 年度予算の示達がなされることを条件とするものである。

令和 7 年 3 月 26 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

契約責任者 理 事 伊藤 賢



1 業務概要

（1）業 務 名 国立青少年教育振興機構施設整備事業（仮称）に係る基本構想・基本計画策定支援業務及び事業手法検討調査業務

（2）業務内容

本業務は、国立青少年教育振興機構が保有する施設について、施設整備及び維持管理を実施する事業（以下「本事業」という。）のための基本構想・基本計画策定支援業務を行うものである。

また、本事業の実施にあたり、民間活用の導入による事業手法を整理するほか、様々な手法の比較検討、最適な事業スキームの選定作業等の事業手法検討調査を行うものである。

（3）履行期限 令和 8 年 3 月 31 日

（4）業務の詳細説明 別紙「業務委託仕様書」のとおり

（5）本業務は、総括担当者、主任担当者からなるチームを組んで行うものとする。総括担当者は、チームの中心となる担当者として業務を管理及び統括することとし、また主任担当者は、各分野の中心となる担当者として各分野の責任者となることとする。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

（1）企画提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- ① 下記 3（4）の提出期限において、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成 13 年 1 月 6 日文部科学大臣決定）第 3 章第 32 条で定める競争参加資格について、令和 7・8 年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」又は「その他コンサルティング業務」に係る競争参加資格認定を受けている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ② 参加表明書の提出期間の最終日から企画提案書の特定の日までに、文部科学省から、「設計・コ

ンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 346 号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。また、国立青少年教育振興機構から指名停止を受けていないこと。

- ③ 経営状況が健全であること。
- ④ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 企画提案書の提出を求める者を選定するための基準

① 提出者(企業)の能力

・同種施設、類似施設、その他施設の PPP/PFI 手法の導入に関する検討業務

同 種	平成 21 年度以降に実施した、青少年教育施設(※これらの用途を含む複合施設も可)における PPP/PFI 手法の導入に関する検討業務
類 似	平成 21 年度以降に実施した、社会教育施設、研修施設、学校施設、運動施設(※これらの用途を含む複合施設も可)における PPP/PFI 手法の導入に関する検討業務
その他	平成 21 年度以降に実施した、上記同種・類似業務以外の施設における PPP/PFI 手法の導入に関する検討業務

② 担当者の能力

・資格、同種又は類似業務の実績

1) 主任担当者(基本計画策定支援業務)の資格(番号順に高く評価する。)

① 一級建築士
② 二級建築士

2) 総括担当者及び主任担当者(基本計画策定支援業務)の実績

同 種	平成 21 年度以降に実施した、青少年教育施設(※これらの用途を含む複合施設も可)における PPP/PFI 手法の導入に関する検討業務
類 似	平成 21 年度以降に実施した、社会教育施設、研修施設、学校施設、運動施設(※これらの用途を含む複合施設も可)における PPP/PFI 手法の導入に関する検討業務
その他	平成 21 年度以降に実施した、上記同種・類似業務以外の施設における PPP/PFI 手法の導入に関する検討業務

3) 主任担当者(基本計画策定支援業務)の実績

同 種	平成 21 年度以降に完了した、SRC 造または RC 造で、延べ床面積 1,500 m ² 以上の青少年教育施設(※これらの用途を含む複合施設も可)における建築設計業務
類 似	平成 21 年度以降に完了した、SRC 造または RC 造で、延べ床面積 1,500 m ² 以上の社会教育施設、研修施設、学校施設、運動施設(※これらの用途を含む複合施設も可)における建築設計業務
その他	平成 21 年度以降に完了した、SRC 造または RC 造で、延べ床面積 1,500 m ² 以上の建物の建築設計業務

③ワーク・ライフ・バランス等の推進状況

(3) 企画提案書を特定するための評価基準

上記(2)に基づく評価に、下記の評価を加える。

①業務の実施方針及び手法

- ・提出者の利益相反行為に対する対応措置
- ・業務執行体制ほか（工程計画の妥当性含む）

②課題についての提案

- ・民間事業者の参入意欲を高め、事業者の創意工夫やノウハウの積極的な活用、附帯事業の収益向上に向けた方策を引き出すための方策とその考え方
- ・建設コスト、維持管理コスト、運営コストの縮減と各施設における持続可能な維持管理を実現する方策とその考え方

3 手続等

(1) 担当部局

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

独立行政法人国立青少年教育振興機構

①財務部財務課調達管理室調達係（契約手続に関すること）

TEL 03-6407-7663

E-mail honbu-choutatukakari@niye.go.jp

②経営企画室（企画内容に関すること）

TEL 03-6407-7624

E-mail honbu-keiei2@niye.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和7年3月26日（水）から4月7日（月）の土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前9時30分から午後5時00分まで。（1）①に同じ。

なお、当機構ホームページにおいてもダウンロードできる。

(<https://www.niye.go.jp/about/bid.html>)

(3) 参加表明書の提出期限及び方法

令和7年4月7日（月）午後5時00分必着

上記（1）①に同じ。持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

令和7年4月23日（水）午後5時00分必着

上記（1）①に同じ。持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び企画提案者の負担とする。

(3) 契約保証金 納付

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証・保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は企画提案書は、無効とする。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約による契約する予定の有無 無

(8) 企画提案書のヒアリングを実施する場合は、別添通知する。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3 (1) ①に同じ

(10) 上記2 (1) ①に掲げる資格を満たしていない者も上記3 (3) により参加表明書を提出することができるが、上記3 (4) の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

(11) 詳細は説明書による。